

令和3年度私立小中学校等就学支援事業補助金のお知らせ

2021.7

【制度概要】

文部科学省の「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」に基づき、平成29年度より三重県が県内に設置された私立小中学校等を行う補助事業です。

【支給対象】

以下①～⑥の補助要件をすべて満たす方が対象です。

- ①生徒が令和3年7月1日時点で高田中学校に在学していること。
- ②生徒の**保護者等の所得金額**（源泉分離課税の対象となる所得も含む。）の**合計**（損失が計上されている所得がある場合、当該所得は0円として計算する。また、雑損失以外の繰越控除の適用がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算する。）**から人的控除等の所得控除額合計を減じた額**（以下「判定額」という。）（保護者等が二人以上いるときは、その全員の判定額を合算した額。以下同じ。）が**140万円未満**であること。

※ただし、ひとり親控除の適用がある場合は判定額が143万円未満、また、生徒の保護者等のいずれかに課税証明書に含まれない日本国外での収入がある場合は、当該収入についても、判定に当たって勘案することとします。

※この制度上の「保護者等」とは、親権者（両親の場合は2名）、未成年後見人、同居の祖父母、同居・別居にかかわらず授業料を負担している者（例：別居の祖父母、同居の親族等）をいいます。

- ③生徒が、贈与税が非課税とされる**祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていない**こと。
- ④生徒の保護者等の**資産保有額の合計が600万円以下**であること。

※申請にあたっては以下の**書類の写しの提出（申請日直近のもの）**が必要です。

資産	確認方法（ウェブサイトの写しも可）
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（「名義」や「残高」のわかるページ）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座の写し（「名義」や「残高」のわかるページ）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる金属	購入先の銀行等の口座の写し（「名義」や「残高」のわかるページ）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座の写し（「名義」や「残高」のわかるページ）
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金等）	残高証明書や借用証書等の写し

- ⑤生徒の保護者等が、申請書に付随する誓約書を提出すること。
- ⑥生徒の保護者等が文部科学省の実施する私立中学校等修学支援実証事業費補助金の付随するアンケート調査及びヒアリング調査に協力すること。

【支給金額】

支援対象に選定された方に、最大で年額10万円が支給されます。
貸与型の奨学金ではありませんので、返済は不要です。

【手続方法】

補助要件①～⑥をすべて満たし、申請する方は7月30日（金）までに事務部会計課に申し出てください。申請書類を一式お渡しします。

一担 当一

高田中学校 事務部会計課 TEL 059-232-2004（受付時間：平日 8:30～16:30）